

山梨県公報

第二千四百六十八号

平成二十六年

十二月四日

木曜日

目次

○県営土地改良事業計画の変更……………	六八三
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………	六八三
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………	六八三
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………	六八四

告示

山梨県告示第三百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合農地防災事業 六ヶ村堰地区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十六年十二月四日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年十二月五日から平成二十七年一月九日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申立期間

平成二十七年一月十三日から同年一月二十七日まで

公告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年十二月四日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成二十六年十一月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人ケアサポート甲斐コアラ

2 代表者の氏名 金丸 弘志

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市篠原四千五十八番地二

4 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業、介護タクシー事業、福祉有償運送事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律に基づく障害者福祉サービス事業全般を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年十一月二十七日から平成二十七年一月二十六日まで

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十七年四月六日まで縦覧に供する。
平成二十六年十二月四日

山梨県知事 横内正明

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては
代表者の氏名

株式会社サンドラッグ
代表取締役 才津達郎
代表取締役 赤尾主哉

住 所

東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一

株式会社マキヤ
代表取締役 川原崎康雄

静岡県沼津市三枚橋字竹の岬七百九番地の一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 湯村複合施設
 - (二) 所在地 山梨県甲府市湯村一丁目千九百五十四番一外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	住 所
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎 代表取締役 赤尾主哉	東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一
株式会社マキヤ 代表取締役 川原崎康雄	静岡県沼津市三枚橋字竹の岬七百九番地の一
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十七年六月三十日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千六百四十四平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 百四十四台
 - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 三十五台
 - (三) 荷さばき施設の位置及び面積

- (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 面積 三十平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 容量 二十七立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社サンドラッグ	午前九時	午後九時四十五分
株式会社マキヤ	午前九時	午後九時
株式会社大創産業	午前九時	午後九時

- (二) 乗客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時まで
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (1) 数 二箇所
 - (2) 位置 届出の図面のとおり
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日
平成二十六年十月二十九日
 - 四 縦覧場所
山梨県甲府市丸の内二丁目八番十七号山梨県庁西別館二階山梨県県民情報センター
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成二十六年十二月四日
- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町河東中島字宿尻五七四番一及び五七四番三の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市德行五丁目二番五号 德行県職員宿舍A六 高村 俊次・高村 直子

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十六年十二月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

甲州市勝沼町休息字子安一二九四の一、一二九四の二、一三〇〇の一、一三〇〇の五、一三〇九の三、一三一一、一三一一の一、一三二五の一及び一三一九の一の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲州市勝沼町休息千三百番一号 社会福祉法人 慶千会 理事長 高野 剛

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番